

1. 件名：浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（組織改定）に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年3月15日 13時30分～15時10分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

雨夜上席安全審査官、宮本管理官補佐、片桐主任安全審査官、
皆川主任安全審査官、土居安全審査専門職

中部電力株式会社：

原子力部 品質保証グループ グループ長、他11名※
東京支社 原子力グループ 課長、他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「原子力規制委員会における新型コロナウイルス感染症への対応」(令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料)に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 浜岡原子力発電所の組織改定に伴う原子炉施設保安規定審査 コメント反映整理表
- (2) 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料
(コメントに対する回答について)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、原子力規制庁の土肥ですけれども。それではこれからですね浜岡原子力発電所の組織改定に伴う原子炉施設保安規定の審査にかかるヒアリングの方を実施したいと思います。
0:00:15	それではまず資料の確認の方からお願いします。
0:00:21	はい。中部電力の松岡です。衛藤本日ですね、ご用意しております資料は二つございます。まず資料、右肩①としておりますコメント3整理表でございます。
0:00:33	二つ目の方はですね資料②ということで、パワーポイント資料を輸送付随する資料でございますコメントに対する回答ということで、主に二つでございます。
0:00:47	はい資料の方過不足なくいただいておりますので、それらの内容の説明の方をお願いします。
0:00:56	はい。中部電力、森です。
0:00:58	お時間取っていただきましてありがとうございます。
0:01:01	本日はですね、先ほどご紹介しました資料に基づきまして、前回いただきましたコメントの回答させていただきたいと思っております。
0:01:12	資料に沿って説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。
0:01:16	では、中部電力、松岡から説明させていただきます。お願いします。
0:01:21	中部電力の松岡です。それではコメント資料の1に沿いまして、紹介させていただきます。
0:01:28	まず資料1でございます。資料1ですね303ページでございます。前回3月4日にヒアリングさせていただいた際ですね、コメントについて、ナンバーの17から25の方追記をしております。
0:01:44	今回こちらのコメントリストのうち3分の2にございますNo.90、こちらは前回の積み残しということで改めて今回、
0:01:54	ご説明させていただきます。また、その都築スズキさんの3ページでございます。こちらのナンバーの17から23までにつきまして、資料の2に基づいて説明をさせていただきたいと思っております。
0:02:08	それではですね早速資料の2、基づきまして、コメント回答の方させていただきます。
0:02:17	資料の2ページをご覧ください。
0:02:20	こちら新しく出ております、コメントNo. 17及び18に対しての※回答させていただきます。
0:02:28	コメントNo.17といたしましては、前回の資料の別紙1、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:33	組織改定後の職名化に関する資料について説明を追加することということで、4点ございました。原子力安全グループ長が所管する保安規制に関する業務の詳細。
0:02:44	保修管理課長の職務の記載の理由。
0:02:47	主管理課長と改良工事グループ長が所管する大畠郡。
0:02:52	改良工事に関し、
0:02:53	それを文書業務の文章。
0:02:57	第5条に規定している職務とか苦情等の訂正職務の関係について、改めて整理をして、
0:03:03	ございます。またあわせまして、コメントNo. 18でございます施設訪問課長の職務に記載されている。
0:03:10	保全作業について説明すること、それぞれにつきまして、
0:03:15	別紙1のですね、資料についてご説明させていただきます。
0:03:23	説明の中身に入らない回答の中身に入らせていただきます。まず、別紙1のですね、1ページをご覧ください。
0:03:30	こちらコメントNo.17 能勢の一つ目のポツ、原子力安全グループ長の所管する保安規定に関する業務詳細ということで、
0:03:39	原子力安全です。
0:03:41	組織改定前の原子力安全グループ長のですね、色の記載のほうを見直しを行いました。
0:03:47	保安規定変更及び管理に関する業務というふうに変更してございます。
0:03:52	これに基づきまして組織改定後の品質保証グループ長に関する業務自体も、名称の変更、またそこに説明としてつけております吹き出しにつきましても、
0:04:03	本規程変更及び管理に関する業務を受け、
0:04:06	ヒンソウショウグループ者に関するというふうに記載を改めてございます。
0:04:13	続きまして、二つのことについて説明させていただきます。
0:04:17	別紙1の7ページをご覧ください。
0:04:21	3ページ。
0:04:23	組織改定後の補修分、保守管理課長の説明。
0:04:28	についての吹き出しでございます。
0:04:30	こちらの方を、コメントを踏まえて修正させていただきました。
0:04:34	近い保修課長、電気保修課長が実施する職務に合わせて記載を変更する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:40	また、定期事業者検査のうち、すぐ検査全般に関する業務をプラント管理課長、原子炉課長、電気課長及び系統課長から移管するが、保全の総括を含めると、整備するため、
0:04:52	保安に関する職員の記載は変更しないというふうに説明書きを修正してございます。
0:04:59	続きまして、三つ目のポツ、保守管理課長と改良河内グループ長が所管する大型改良工事に関する業務の文章について、
0:05:07	説明させていただきます。
0:05:09	別紙1、同じく7ページの、
0:05:12	組織改定前の保守管理課長の職務をご覧ください。
0:05:15	こちら大型改良工事をですね、スズキバス停のスズキの確保について、記載の見直しをしております。
0:05:23	星管理課長につきましては、新規制基準適合に係る設備、
0:05:28	以外のものについては所掌いたしますので、
0:05:31	そのように記載をしてございます。
0:05:34	反対に、
0:05:36	8ページをご覧ください。
0:05:39	改良工事グループ長の職務といたしましては、先ほどとは逆の新規請求に係る設備に関する方が威力を受賞いたしますので、そのように括弧の中身を記載を修正してございます。
0:05:54	最後に四つ目のポツについて説明させていただきます。5条に規定記載する職務と各常任基幹職の関係について、それを改めて整理を行いました。
0:06:04	この別紙1におきまして、五条のミス。
0:06:07	未記載の業務。
0:06:09	職員につきましては、城間オキ白丸で表現をしております、それ以外の各条、及び保安不正に出でこない職務につきましては、
0:06:19	クロポツの方で、
0:06:21	表現をしてございます。
0:06:23	その関係上、見直しを行ってございます。
0:06:28	まず1ヶ所目が、3ページ目の発言。
0:06:32	部長の記載でございます。
0:06:35	こちら、
0:06:37	これまでは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:40	発電部長の職務として、運転管理課長施設保安課長廃棄物管理課長及び指令、
0:06:45	撮影指令課長の主観性業務を統括しておりました関係する条文として17条、75条に次を記載してございましたが、
0:06:53	他の4と収束を合わせるため、クロポツを追加して、廃棄物管理課長の所管する業務の統括に関する業務という記載を追加いたしました。
0:07:04	このように5条とか9条のところの修正点は、同じく下の運転管理課長。
0:07:10	第2点の職務。
0:07:13	原子炉施設のうち、廃棄物減容処理に設置された。
0:07:17	共用施設の運転に関する業務の追加。
0:07:21	同じく下にいきまして、
0:07:23	廃棄物管理課長の放射性気体廃棄物の管理。
0:07:27	放射性気体廃棄物の管理について記載を追加してございます。
0:07:33	また、7、4ページの、発電指令課長の第2件の記載、減少施設のし、現有処理建屋に設置された共用施設の運転に関する当直業務についても推計をしてございます。
0:07:46	また、同じく5ページのプラント運営部長及びエンジニアリング部長の、
0:07:53	プロポツ、原子燃料課長の所管する業務の統括に関する業務、
0:07:58	の追加。
0:07:59	ただ、組織改定前のプラント管理課長のところの記載の、
0:08:04	放射性気体廃棄物の管理放出液体廃棄物の管理の追加。
0:08:11	を行ってございます。
0:08:16	またですね、今回の資料の提出に見直しまして、
0:08:21	7ページの補修分。
0:08:24	の保全、設備保全課長の職務の記載をご覧ください。
0:08:29	二つ目の丸ぼつ、原子炉施設の施設管理、
0:08:32	原子炉課長タービン課長、電気課長、計測課長と県土木課長及び建築課長が主観性業務除くに関する業務の下に追記をしてございます。
0:08:45	こちらは、その次のコメントとして出ておりますが、設備保全課長が所管する施設について、説明の方を別資料の方に追加した関係で、
0:08:55	こちらの方に具体的設備について記載を行いました。
0:09:00	液体廃棄物処理設備、固体廃棄物減容処理施設に係る機械設備の施設管理に関する業務、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:07	液体廃棄物処理設備、固体廃棄物処理設備に係る、
0:09:12	電気設備及び継続関係の主幹に関する業務、
0:09:16	廃棄物処理関係計算機の施設管理に関する業務の方を追加してご います。
0:09:21	また、これらの、
0:09:23	業務につきましては、
0:09:26	新しい組織改定で稟議係課長の方に職務として移管されますので、そ の旨の方も記載を追加させていただいております。
0:09:36	コメント17についての回答は以上でございます。
0:09:39	続きまして、コメント18についてこの資料で合わせて説明させていた だきます。
0:09:45	別紙1の3ページをご覧ください。
0:09:48	3ページ、施設保安課長。
0:09:51	職務の吹き出し部分に追記をしております。
0:09:56	こちらの方に、
0:09:57	な動きとして、なお保全作業とは主に機械係課長、電気係課長が保 全の実施を行う作業等をいうということで、保全の作業と
0:10:08	何かについて説明方追加させていただいております。
0:10:13	こちらの回答のご説明については以上になります。
0:10:18	ここで一旦切らせていただいた方がよろしいでしょうか。
0:10:22	はい規制庁の土肥ですけれどもはいそれではここでは一旦切りたいと思 います。はい。まず確認事項、私からはいい。コメントしますけれどもま ず
0:10:35	別紙1の方ですね黒丸と白丸で、保安規定に5条のところに記載の業務 とそれ以外の業務を開けていた。
0:10:47	大分わかりやすくなったんですけれども、何点かちょっと確認させてい ただきたいんですけれども、まず黒丸クロポツですね、クロポツが保 安。
0:10:59	規程に記載していない業務とあと中ですね、各条に書いてある、記載 というようなことで説明があったんですけれども。
0:11:10	これはあれですかね各条に記載してある業務というのは文言の後に、括 弧第何条とあって、記載があって括弧第何条って書いてないものについ ては保安規定にない業務というような使い分けをし、
0:11:26	しているというような理解でよろしかったでしょうか。
0:11:30	中部電力の松岡です。その通りでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:35	はい。ありがとうございますはい、理解しました。あともう1点なんですけれども、例えば5ページのところの、
0:11:44	プラント課長のところろう。
0:11:48	クロポツの中でいくつかインデントがずれてるようなところがあって、これ細かく見てると何か並列関係にあるものとあと階層構造に与えて分けてるものが何か混在しているように、
0:12:06	見たんですけれどもその辺はこのところっていうのは何か階層構造になってきちっとネットを分けてるというようなことでよろしいんでしょうかそれとも一部、
0:12:18	並列になってるところで因縁とのミスとかがあるっていうようなことなのかちょっと教えていただければと思います。
0:12:27	中部電力の松岡です。衛藤クロポツにつきましては、まず階層構造はございません。こちらですね、矢印及びその鍵括弧をつける際にですねインデントがどうしてもずれてしまいまして、ちょっと修正しきれなかったという。
0:12:42	ところでございます。差はございません。
0:12:45	箇所もすべてですねインデントずれてるところがでございます大変見苦しく申し訳ございませんが、ここの差はございません。
0:12:53	以上です。
0:12:55	わかりました。はい。であれば、はい。
0:13:00	そうですねそのように理解したのであとは説明性の観点で必要であれば、はい。
0:13:08	修正をしていただければと思います。私からは以上です。
0:13:16	規制庁皆川です。
0:13:20	何点かなんですけれど、まず大分別紙1修正ありがとうございます全体もう1回前回のヒアリングを、
0:13:28	じっくり見させていただいて、よく整理されているので大分わかるようになってきましたんで、
0:13:36	パワーポイントの、今日いただいたパワーポイントのコメント17でちょっと1点教えていただきたいんですけど。
0:13:45	コメント17の二つ目ですかね。補修管理課長の職務の記載理由っていうので、今日の別紙1だと。
0:14:02	7ページですかね。
0:14:05	7ページで、
0:14:09	吹き出しのところではないんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:12	ちょっと教えていただきたいのが、もともこの補修管理課長新設の職務内容の、ちょっと記載について教えていただきたいくて。
0:14:24	この7ページに補修管理課長の職務内容の記載が書かれてるんですけど、記載だけ見ると、
0:14:32	原子炉施設のうち、
0:14:35	機械設備、電気関係設備、計測関係設備の保全の総括に関する業務ってなっていて、ちょっとこれ記載だけの問題かもしれないんですけど、何かこれだけ見ると、
0:14:49	原子炉施設のうち、
0:14:51	機械電気計測。
0:14:54	以外の保全の総括ってどこがやるんだっけ。
0:14:57	ちょっと思えちゃってですね。
0:15:00	なんか、もし通す。
0:15:05	機械電気計測関係以外の保全の総括。
0:15:11	という職務内容があってそれを担っているかがあるんであれば教えていただきたいのと、
0:15:19	そもそも、
0:15:21	原子炉施設のうち、
0:15:23	機械電気計測関係設備、
0:15:27	以外の設備ってどんなものがあるかっていうのを教えていただきたいんですけど。
0:15:36	はい。中部電力の松岡です。まずですねこの聴か委員、計測電気以外のものというのはですね、土木建築関係の設備でございます。
0:15:49	これらを所掌してございます。土木課及び建築課につきましては、今回の職務のですね、組織改定の前後で、職務内容に変更がございません。
0:16:00	ですので土木課が所掌する土木、
0:16:05	土木対象に対する施設管理ですとか、建築課が行います施設建築に対する施設管理のところはですね、こちらの補修管理課長の方は総括しないことになりますので、この範囲の記載をしてございます。
0:16:19	こちらの詳細につきましては別紙2の施設管理のですね、説明の中で合わせて、回答させていただければと思っております。
0:16:29	規制庁ミナカワさを図りまして今の説明でよくわかりました。そういうことですね、土木と。
0:16:37	建築関係は単独で、
0:16:41	全部見るから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:44	ここは、
0:16:45	土木と建築の所掌以外のものについて書いているので、
0:16:51	原子炉施設のうち、機械電気継続になります。そういうことですよ。
0:16:59	警部電力の松岡磯野1階で、
0:17:02	やっております。規制庁、すいませんわかりました。了解です。
0:17:10	規制庁ミヤモトですけど、今のところって、旧改定前の、
0:17:17	原子炉施設の保全の総括に関する業務っていう設備保全課長が持ってたところも、これ土木建築入ってなかったんじゃないかなって思ってた。
0:17:30	中部電力の松岡です。
0:17:33	そうですねその今回明確化を行ったというふうに、
0:17:40	状態でございます。規制庁水そういうことですよ。これ記載は変わってるけども、
0:17:45	ここはより明確に書いただけであって、この保全の総括に産する業務っていう従来やって設備保全課長がやってた業務には変わりはないってことですよ。
0:17:58	そうですね。その旨が吹き出しでございます。期間報酬全協庄野主務の記載に合わせて変更したというちょっとご説明でちょっと言葉足らずでございましたそのような理解でございます。
0:18:11	わかりました。
0:18:15	規制庁皆川です説明はわかりました。で、
0:18:19	そういう意味で吹き出しのところに、今の土木と建築との関係。
0:18:28	ていうのを追記いただく等、より内容が明確になるかなって今話聞いて思ったんですけど、それをちょっと追記していただくことは可能でしょうか。
0:18:42	中部電力の松岡です。その記載については可能でございます。別紙の議論も踏まえてですね記載の仕方については検討したいと思います。
0:18:54	はい。すいませんよろしくお願いします。
0:18:57	それと、すみませんちょっともう1点、コメントの18ですかね。
0:19:03	施設保安課長の職務に記載されてる保全作業について説明することってあって、
0:19:09	ちょっとこれも単純に教えて欲しいだけなんですけど。
0:19:21	別紙1の3ページですかね。
0:19:32	施設方案課長があって、
0:19:37	原子炉施設の保全作業における発電の運営及び工程管理に関する業務であって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:43	今回なお書きで吹き出しのところに、
0:19:47	機械係課長、電気係課長が保全の実施で行う作業等をいうというのを追記していただいたんですけど。
0:19:55	ちょっと教えていただきたいのが、保安規定の、
0:20:00	第9章の施設管理。
0:20:03	前回の資料とか今日の資料でいうと別紙2で、
0:20:08	それぞれ第9章の内容に対してどこのか。
0:20:14	グループが所掌をしているかっていうのをまとめてもらってるものがあると思うんですけど。
0:20:20	そこをずっと見ていくと、
0:20:23	施設保安課長。
0:20:26	については、
0:20:28	ちょっと私が見落としてるだけかもしれないんですけど。
0:20:31	106条の3、作業管理のところだけは、施設保安課長。
0:20:38	昔で言う定検法案課長ですかね、それが所掌として出てきてたんですけど。
0:20:45	施設本課長、昔、定検法案課長の、
0:20:51	第9章の施設管理、
0:20:55	の、
0:20:56	関わりっていうところをちょっと解説いただけると、
0:21:02	より理解が進むんですけどいかがでしょうか。
0:21:07	中部電力の松岡です。その通りですね施設保安課長、今の定検本部長につきましては106条の3の作業管理のですね、あるパートになっているという事実でございます。
0:21:22	その下、
0:21:24	作業管理がですね、1個前の設計管理と合わせて、全体の、
0:21:31	保全の実施に当たるところ、106条の、
0:21:35	4、7ポツ保全の実施に当たるところでございます。なので定検法案課長施設工務課長につきましてはこの1両管理のうちのスタートですね、保全作業における発電の運営及び管理、
0:21:48	工程管理の部分のみを推奨しているというような位置付けでございます。
0:21:55	規制庁皆川です。そうすると、あれですかすみませんちょっと今日のパワー報で、先に行っちゃって申し訳ないんですけどあの後5ページですかね。今日のワポで言う5ページで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:07	まさしくコメント中の対応として、施設保安課長の職務として106条の3、作業管理との関係性について説明すること。
0:22:19	に対して回答を、
0:22:20	いただいているんですけど、まさしくこの施設保安課長と提携保安課長については木山課長昔の基本課長については、
0:22:32	このパワポの5ページに記載がある通り、第9章の施設管理、
0:22:40	野中の所掌としてはあくまで、この106条の3、作業管理のうち、
0:22:47	安全措置の検討実施解除後はその号炉ごとの、
0:22:53	全体工程の管理っていうんすかね。
0:22:55	それを担うっていうのが、
0:22:59	第9章の施設管理とのかかわり合い、それだけが第9章施設管理との関わり合いっていう理解。
0:23:07	をしたんですけど、そういう理解で合ってますでしょうか。
0:23:13	電力の松岡ですその理解で結構だと思います。浜岡の方から補足ございますでしょうか。
0:23:19	中部電力山崎です。補足はありません。その後、議会では、の通りでございます。以上です。
0:23:28	規制庁ミナカワ、規制庁皆川ですわかりました了解です。
0:23:33	コメント17と18については私からは以上です。
0:23:48	規制庁宮本です多分今これからの説明もあるので、私のコメントではないんですけど説明された内容を理解しましたそれで、
0:24:00	この別紙1のやっぱり7ページ5のところここ結構肝になるところ、7ページを、
0:24:07	その前で6ページ、6ページから7ページのところって肝になるところに多分なってきた、
0:24:13	ここが一番結構変わるところだと思うんですけど。
0:24:16	今後もう1回他の資料もこれから説明されるんで、そうしろっていう話ではないんですけど。
0:24:26	少し施設管理っていうのが従来あった言葉が、
0:24:30	7ページとかだ遠い要は保全に変わってたりしているところがあってですね。
0:24:36	できればですけどこれやっぱり施設管理のうち、何々の業務とか、
0:24:43	施設管理の家の設計の業務とか、
0:24:46	要は施設管理っていう、従来あった業務をどう分けるかっていうのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:52	改定後の表現だと少しわかりにくい状況になってて繋がりはある程度理解はしてるんですけど、そこは少しずつ改善の余地があるのではないかなというのが今のちょっと感想というか。
0:25:06	私の思った印象ですので一応それだけ伝えておきます。
0:25:10	いいですかね。はい。
0:25:13	Web電力のマツオカです。同様の趣旨前回のですねコメントでもいただいてという認識でございます。まずはですね、今日の時点としては弊社としての回答そちらは米が23で、一応、
0:25:26	記載してございますので、それも踏まえてですね
0:25:30	この後、コメント回答の中で確認させていただければと思っております。
0:25:38	はい。
0:25:39	他何か。
0:25:42	ありますかちゅう78、大丈夫ですか。
0:25:48	はい。そしたらコメント1078については以上ですので、次の説明の方お願いします。
0:25:58	はい。中部電力の松岡です。それでは資料2のですね3ページ以降の説明に入りたいと思います。こちら、3ページ以降はですね、浜岡の方から紹介の方お願いいたします。
0:26:13	中部電力山崎でございます。コメントナンバー19台在庫研究所の内村課長の所感を提唱しているものについて、職員の方がわかりにくいから具体的に説明すること。
0:26:27	ということとコメントNo. 20で、建設法典課長が所管する設備について説明することということで、回答につきましては、別紙、県民をご覧ください。
0:26:39	別紙1のa. ですね。
0:26:56	まず、運転管理の業務分掌について説明させていただきます。ここにつきましては19のから北上したものを、
0:27:11	除くといったことに関しまして、まとめてございます。まず①として運転管理活動につきましては、原子炉施設の運転の総括、確保、総務課長が所管する業務の効率化の場に関する所。
0:27:26	または遠方で出されてますが、運転管理課長が所管する原子力施設の運転の総括には、施設本部長が行う保全策における発電の運営及び生産に関する兵庫までとなります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:41	ということで姿勢北摂保護課長が所管する業務を除く旨を記載しております。
0:27:47	あと、廃棄物管理課長より、原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置坂に設置された共用施設保険に関する情報が出されたことから、
0:27:57	債権の管理課長が所管する情報の底を削除してございます。
0:28:03	2番目としまして、施設保護課長、原子炉施設の補正作業における発生運営及び工程管理する表ということで、こちらについては整備作業から工程の作業という形に変更してございます。
0:28:16	サーバーとしまして、発電指令課長、こちらについては原子炉施設の運転に関する当直業務ってということで、廃棄物管理課長より、原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務のうち、
0:28:33	当直業務が移管されたことから、廃棄物管理課長業務のずつとを削除してございます。
0:28:41	5番目としましては二見課長、5冊固体廃棄物の管理、放射性気体廃棄物なんか日本へ放射性気体廃棄物が管理する管理に関する業務。
0:28:52	ということで、原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置は設置された公用施設の運転化業務のうち、当直業務は発電するかとそれ以外の業務について、運転管理課長沿岸社ほどから、
0:29:06	原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置他建設された共用施設の運転業務を確保してございます。
0:29:14	2ページにですね、依然として合わせてございます。上段が組織改正前の職務になります。清家檀組織改定後ということになります。並行臨時の線で示してありますが、
0:29:30	組織会計を補完する業務ということになります。一番右端に入ります廃棄物管理課長、干場池山岩尾放射性固体管理業務。
0:29:44	廃棄物減容処理装置他店設置された工業施設の運転完遂上とありますが、当直業務に関しましてはこれが発電する場所で、
0:29:54	それ以外のものについては運転管理課長A区間されるという形になります。また、運転管理課長の中にあります、定期点検以外の期間の最後における発電の運営、
0:30:06	これらが権限本部長に計算されるということになります。これらを設けてですね、組織改定後の業務分担っていう形で指し示してございます。
0:30:20	運転業務につきましては以上になります。
0:30:24	はい。続きまして施設管理の方の説明に参ります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:31	中部電力の森山です。引き続き施設管理の説明をさせていただきます。3 ページご覧ください。一番から九番まで、新たな
0:30:45	組織のですね課長名を示させていただきます。一つ目、安全システム管理課長に関しましては、施設管理の増加ということで、保修管理課長が所管する業務を除く。
0:30:59	いうふうに表現させていただいてます。これにつきましては安全システム管理課長が所管する施設管理の総括。
0:31:06	において後他設備電気設備及び経営層関係設備の保全の総括というものが含まれないため、
0:31:15	保修管理課長が所属する業務を除くという旨を記載しております。
0:31:20	続きまして②ですが、保修管理課長につきましては、除くというところはございませんので、
0:31:29	詳細はございません。
0:31:31	藤さん、丸さんに移ります。北井保修課長につきましては、原子炉施設の機械設備の保全の実施、(1) 設計調達課長が所管する業務のロット。
0:31:45	いうことを記載しています。これはですね機械保修課長が所管する機械設備の保全の実施というものは、現場とともに現場の工事管理ということになりますので設計監理調達管理は含まれない。
0:31:59	いうことになりますので、設計調達課長が所管する部分を除き、記載をしております。電気保修、④、電気保修課長につきましても、機械保修課長と同様、
0:32:12	2 でございます、電気放出保修課長が所管する電気関係設備及び計装関係設備の保全の実施に、設計管理及び調達管理が含まれないため、このような記載をさせていただいております。
0:32:26	続きまして⑤ですが、所設計調達官庁につきましては原子炉施設の設計管理及び調達管理に関する業務と、
0:32:36	いうところで土木課長及び県、
0:32:39	副課長が所管する業務を除くとしております。これはですね土木関係、及び建築関係の設備に係りまして、設計管理及び調達管理はそれぞれの土木課長建築課長が行うということなので、
0:32:53	土木課長及び建築課長が所管する業務を除くという記載とさせていただきます。
0:33:00	⑥⑦、⑧、共通設計課長土木課長建築課長につきまして六級記載がございませんので、割愛いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:10	和気デジタル技術課長につきましては、原子炉すべての計算機システムの施設管理と、
0:33:19	いうところで電気保守課長が所管する業務を除くという記載がございます。ですねこの、
0:33:27	計画システムにつきましては、電気保守課長が所管するシステム等、志田技術課長が所管するシステムがそれぞれございまして、具体的に申しますと実際技術課長所管するシステムというのは、
0:33:45	緊急時対策支援システムへデータ伝送システム1部を所管しますので、その部分は、電気保守課長とは違うということで除くという記載とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
0:33:59	具体的に示したものにつきましては、1ページ、4ページの5ページ。
0:34:05	2を示させていただきます。4ページがですね、組織改正前ということで、になりまして5ページが改正後こうなりますという形になっております。
0:34:18	ですね、3ページに記させていただきます。とか、加古川越とかBとかCとかですねそれぞれがこのページに行き、
0:34:28	表に記させていただきます、ABCと対応するものでございます。施設間の増加ということで全体を見るということで、補修管理課長から安全敬三管理課長に移りますよ。
0:34:43	いったところですか、Bに関しましては保全総括ということで、設備保全課長が見ていたものが保守管理課長。
0:34:52	というような整理になります。その後、笠野層等に設計管理及び調達管理ということで、設計調達課長、狩野安保。
0:35:03	ということと、+Fの河西水に関する防護設計ということで共通設計課長、合計値概況カンソウカということで、修正させていただきます。
0:35:16	その下ですねそれ以外のところで土木関係の施設管理ということで、土木課長と、建築課長ということで実施させていただきます。今後、一番下がですね計算値システム施設管理ということで、
0:35:31	現況保守課長が所管する業務を除いた部分が該当しますということで提示され技術課長ということで表現させていただきます。はい。説明は以上になります。
0:35:44	はい。説明ありがとうございます。それではここでの確認事項ですね、まず私からですけど

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:54	別紙1の別添のところですねここはいますね表とかで示していただいて大分わかりやすくなったんですけども、4ページのところ、4ページ5ページのところですね管理課長のところの、
0:36:10	それでちょっと1件教えていただきたいんですけど、リーの横で伊井の下のところは4ページでは空欄になっていて5ページ目の方では
0:36:21	飯野設計調達課長に含まれてるんですけどここってというのは、これまでなんか特にどこの課長とかっていう職務が決まっていなかった。
0:36:32	だということなんでしょうかこの空欄のところの説明をちょっとお願いします。
0:36:39	はい。中部電力の森山です。4ページですね口頭f項のところに記載させていただいている碓井大野線ですけども、ちょっとここ、リーカー、
0:36:52	委員会の時に残っちゃいまして、大木になります。そういう方向性がないということで、認識いただきたいと思います。
0:37:03	規制庁土肥ですけどもはい理解しましたそしたら飯野業務がこの薄い黄色の範囲になって、これまで7課長が、
0:37:14	分担してたものが設計調達課長に一元化されたというような変更内容でよろしいでしょうか。
0:37:24	はい。中部電力の森山です。その通りでございます。
0:37:28	はい。理解いたしました。私からは以上です。
0:37:36	規制庁皆川です。ちょっと教えていただきたいんですけど、まず
0:37:44	ちょっと順番逆転しちゃいますけど、施設間リー。
0:37:49	ですかね、別紙1の別添1の施設管理の業務所掌については、
0:37:55	4ページと5ページの、
0:37:59	絵を作っていたいただいてすごくこれわかりやすくなって思いました。
0:38:06	その上でちょっと念のため、
0:38:09	確認だけなんですけど。
0:38:12	4ページ、図、多分説明あったんでそうだと思うんですけど4ページの
0:38:19	一番左側のDぽつの継続関係設備の計算機システムのところで、
0:38:25	もともと組織改正前は、計算機システムの所管課は、設備保全課長と計測課長と、
0:38:37	システム管理グループの三つがあって、
0:38:41	5ページの組織改編後に行くと、システム管理グループが担ってたシステムは、
0:38:50	そのまま名称を変更したデジタル技術課長にそのまま受け渡し。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:57	もともと設備保全課長とケイソク課長が所管していた計算機システムを、
0:39:05	電気保修課に移管するっていうそういう考え方で、認識合ってますでしょうか。
0:39:16	中部電力の森山です。保証ご認識の通りでございます。規制庁ミナカワ了解しましたわかりました。
0:39:24	あともう1点はちょっと、あと、前に戻って運転管理の方なんですけれども。
0:39:32	ちょっとこれ私がわかってないだけなので、
0:39:36	教えていただきたいんですけど。
0:39:43	多分2ページ2ページ、アベCT別添の2ページの図を見ながらのほうがいいのかもしれないんですけど。
0:39:52	もともと、組織改定前、
0:39:58	のところで、
0:40:00	運転の総括に関する業務って一運転管理課長と、
0:40:07	定検保安課長と、あと廃棄物管理課長ですかね。
0:40:13	多分、3課がそれぞれ所有してたと思うんですけど。
0:40:20	それぞれの運転の総括に関する業務が、
0:40:25	組織改定後どのように移管されたのかっていうのがちょっとまだイメージが湧かなくてですね。
0:40:36	それをちょっともう1回説明していただいてもいいですか。
0:40:42	はい。15年度のヤマザキです。安定の総括ですけども、具体的に言いますと、例えば本店操作手順書を、職務が今、
0:40:54	改正改正のですね、職務がございます。運転管理課長につきましてはサンプラー放棄を年導入ということで参考5号機の運転創造手順書のですね、正解あれを行います。
0:41:09	一方IT部塚副課長に関しましては、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する手順書を見ていると、ということで、運転管理課長の運営の総括。
0:41:25	センター面では、廃棄物管理課長の方が10%不足といったところで分断されてるような形になります。以上です。
0:41:37	規制庁皆川です。ちょっともう少し教えていただきたいんですけど。
0:41:42	ちょっとまだ、まだ私がわかってないだけでもともと組織改定前でこの図を見ると、
0:41:50	運転の総括に関する業務っていうものと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:55	その中に、その中なのかちょっと外なのかあれなんですけどもう一つその発電の運営及び工程に関する業務ってあるじゃないですか。
0:42:05	ちょっとそことの関係も私よくわかってなくて、
0:42:09	ちょっと関係なのかちょっと違いなのかわかんないんですけど、そこも説明してもらってもよろしいでしょうか。
0:42:18	はい。15 ヤマザキです。先ほどの提供コンバージョンのですね、発電の運営及び工程といったところになりましては、先ほど専任講師。
0:42:31	資料の②のですね、コメントNo.10 の体操の部分をご覧いただければと思います。資料②のですね、5 ページ。
0:42:41	コメントの中で、本社副部長の小俣先生といったところになるんですが、その具体的に発電所の運営、
0:42:51	本間町の発電を運営いたしましては、送変電経緯あります通りですね、具体的な作業における安全措置、作業を行うためにですね（リ）を行います。そういった
0:43:07	ここに関しての検討と、また実際実施会場、先ほどの回答をやってございます。これら発電の上という言い方をしております。工程に関しましては、
0:43:20	その際の方に書かれてます。号炉ごとと全体のこの計画案になってます。
0:43:27	以上です。
0:43:31	規制庁皆川です。
0:43:35	何となくちょっとわかってきました。
0:43:40	ちょっとすいません、私の頭の整理のために、ちょっと。
0:43:44	もし間違ったら教えていただきたいんですけどもともとあれなんすかねだから、
0:43:49	組織改定前の運転管理課長が担ってた。
0:43:56	原子炉施設の運転の総括、
0:44:00	ていうものの中には、
0:44:03	定検で言えば定検法案課長が担ってた、その作業時の安全措置の、
0:44:11	検討実施解除だったり、定検時のボールごとのその全体工程の管理っていうその、
0:44:18	発電の運営及び工程に関する業務っていうものに関して、
0:44:25	定検以外の、何つうかね、定検以外の作業、
0:44:30	点検作業見、
0:44:32	については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:34	運転管理課長の、
0:44:36	原子炉施設の
0:44:38	運転の総括に関する業務、
0:44:41	の中で、
0:44:43	見ていたっていう理解でまずはよろしいでしょうか。
0:44:48	中部電力山崎です。ご認識の通りでございます。わかりました。それを、
0:44:56	組織改定後は、
0:44:59	施設保安課長新居。
0:45:02	移管することで、
0:45:05	定検だけだったのを、定検以外の保全作業全体に広げ、
0:45:13	ます。
0:45:15	ていうのが、この2ページの、
0:45:19	組織改定。
0:45:21	ちょっと廃棄物の関係はちょっと除いたとして、
0:45:24	組織改定の内容だっていう理解で合ってますかね。
0:45:30	中部電力山崎です。通りでございます。市、下段の方で施設工務課長の緑色の方から若干、広木代理が広がってますが、その部分は、今、運転管理課長が担っていた、
0:45:48	作業の安全措置の業務の部分が、施設本場所に含まれたと、というような形で表示させていただいております。以上です。規制庁ミナカワさんの了解しました。わかりました。はい。
0:46:01	私からは以上です。
0:46:12	規制庁宮元です。
0:46:17	今日の資料で大分よくわかるようになったんですけどすいません。それです。要は、審査、審査上保安規定の審査上
0:46:28	何つうかね、季節に定められた業務が適切に水が膝れてることが明確にやっぱりわからなきゃいけないってなったときに、
0:46:38	例えば大型改良工事の、保安規定で今定められてる工事ってのは大型改良工事に関する業務しか書いてないですよ。
0:46:47	それはどこ行きましたかっていうと図で見ればわかるんですけど。
0:46:51	今申請されてる組織改定後の中では、それが見えないと。
0:46:56	DCで言うなら例えばですけどたとえ、例えば電気係課長の今業務で今申請されてるの、原子炉施設のうち、電気関係設備系設計計測関係設備の保全の実施なんだけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:10	おそらくけど、明確にするのであれば、電気関係設備及び計測関係設備の後に、大型改良工事を含むっていう表現を入れておかないと。
0:47:20	この大型改良工事に関する業務が、
0:47:24	副組織改定後に、
0:47:26	引き継がれたら僕はどうか、多分わからなくなっちゃうんじゃないかっていうのが今の認識で例えば、大型改良工事は多分機械保守と、
0:47:37	電気保守と、あとは設計の方かな。火災だから、
0:47:44	今ここで示されている。
0:47:48	共通設計課長かな。
0:47:51	2、
0:47:52	引き取られていく。
0:47:54	ようにはなってるんだけど、
0:47:56	今その申請後のやつがそこを引き取ったようにちょっと読めないんですよ。
0:48:03	それって、私ちょっと、言えることってわかりますかね。
0:48:11	中部電力の松尾田井です。コメントの趣旨は理解してございます。
0:48:16	というすみません岸野ミヨですけど、というので中身自体私も何回もやったら大体理解してきてですね、火災とか溢水も大型のものは、
0:48:26	大型改良だったんだけど小物のものはそれぞれの補保修課かな、保守も今で言うと、今だと原価原価とか保修課が持ってたのかな。
0:48:37	大型改良工事以外の火災溢水っていうのは、
0:48:41	それぞれの方が持ってたんだけど、
0:48:46	新変更後は共通設計課長が一括で全部持つことになるのかな。
0:48:52	というので、図ではよくわかるんですが、そういう意味で組織改定後の、
0:48:58	組織改定前の業務が確実に確定後に、
0:49:02	引き継がれてるように、
0:49:04	少ししていただいた方がいいかなと思うんですけど、検討をお願いできませんかね。
0:49:13	中部電力の松岡です。そこに関しては、不足説明し、申請とあすこの補足説明資料等ご用意してございますが、その中で、例えば先ほどの改良工事グループの業務については、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:29	電気関係機械関係それぞれ分かれて新しい課の比嘉引き継がれるんで五条の記載としてはそれを包含した記載であるというようなご説明をさせていただいてるという。
0:49:40	認識です。ここの考案されてるっていうのをよりさらに明確にした方が良いのではというコメントの支出を振替したんですけども。
0:49:51	規制庁宮尾です。趣旨は趣旨はそういう趣旨、もともとね五条の記載ってすごく包含された業務しか書かれてなかったのがさらに包含されちゃったので、そうすると、
0:50:02	そもそも、極端に言えばざっくりした表現しかになってない業務んってたものが、改定後に、それがちょっとまだどこ行ったかっていうのが、よくわからない状況に。
0:50:13	ならないようにだけしときたいなというところがあってですね。
0:50:17	今、
0:50:19	細かく書けって言うつもりはあまりないんですけど、今書かれてる最低限内容。
0:50:26	五条で書かれてる内容は改訂後で終わっても、終えるようにはしていただきたいなっていうのが、こちらの※趣旨なんですけど。
0:50:50	規制庁ミナカワです。
0:50:51	ちょっとどこまで書くか問題は多分あると思うんですけど、多分今、今の宮元雄の趣旨は、私も可能であれば、それに近づけたほうがいいんじゃないかなってちょっと思っていて、
0:51:05	当然今、審査資料補足説明資料なりで、
0:51:10	この5条の職務内容が新たに変更して、
0:51:17	こうなってそれはこういう考え方で全部引き継がれてますっていうのは、
0:51:23	当然、説明を受けていて、ただ大分理解はしてきてるつもりなんですけど。
0:51:29	紙保安規定上の変更前後表だけを見たときに、ちょっと補足説明資料とか忘れてですね、比較前後を見たときに、
0:51:42	ある程度、対応関係がつくような、
0:51:46	別に今の考え方を変えないで、浜岡の考え方を変えないで、対応関係がつくような、
0:51:54	5条の職務内容の記載に、
0:51:58	可能な限りした方が、
0:52:02	よりわかりやすいかなあというのはちょっと私も思っっては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:07	いました。趣旨としてはそういう趣旨。
0:52:11	だと思ってます。はい。
0:52:15	すぐどうこうってわけではないんですけど、事業者の中で少し検討してもらった方がいいかなあとちょっと私はもう思ってるんですけど。
0:52:25	いかがでしょうか。
0:52:29	電力の松岡です。今ですね、例で挙げさし上げていただきました大型改良工事という文言については、改良工事グループが組織として、ルーの不可のためにあえて記載しているような、
0:52:45	記載になってございまして、組織改定後の方はですね、そこをあえて特別する必要性というのがちょっと、
0:52:54	社内では見いだせてないところではございました。現状の電気計測あと機械というふうなですね切り分けの中で、すべて包絡できているので当然大型改良工事、
0:53:07	それに、それ以外の緒方甲斐工場の逆合うか、普通の改良工事とか普通の点検も含めなんですけども、それぞれ考案した形です五条の記載というのは、
0:53:18	適宜あったものを見直すようにしたらどうかというのが我々の検討でございました。
0:53:26	許認記念館のですね記載をですねそのまますべて
0:53:31	例えば読めるようになっていうふうにやっていくと、ちょっとこの後ですね、沢野崩壊以外のですねハウス改定の中でも、スクラップビルドってのはなかなか難しくなっていくのかなというところがちょっとあってですね。
0:53:43	適宜適宜引き継がれてることを確認の上適切な言葉に修正していくっていうことを、
0:53:50	検討しているところでございます。
0:54:03	規制庁宮尾です。今言われた趣旨は了解しましたちょっと改良工事をとらえてしまったので多分おっしゃる通り、改良工事って多分、もともとはこの大型工事が、
0:54:14	膨張と含めた新規性基準に、に伴う大型工事が多分あるのを想定して作られた業務なので確かに私これちょっととらえて、
0:54:25	これを言ってしまったので、少し声を試運じゃったかもしれないんですけど所為とで外されるっていうのであれば特にも私は問題ないかなと。要は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:34	ファーン活動の全体の流れの中で大畑郡改良工事がもう、基本的にあんまり発生しなくて、各所管にそれが飛んでいるので、特にあえてそれを、
0:54:47	抽出支障はなくなったのでここは、ああいった大型改良工事っていう業務は、今回の保安規定から除きましたっていう理由であれば、それは特に問題ないと思うんです。
0:54:57	私気にしてるのは今でも残ってる例えばさっき言った施設管理とかですね、そういう保安規定で明確になっている業務の所管は、
0:55:07	しっかり引き継がれるような表現を少し工夫された方がいいんじゃないかなという意図ですので、今言われてる改良工事とか、それ以外についても特に明らかに引き継がれてたり今の業務に不要になったものに関しては、
0:55:21	それは適時外していくっていうのは可能だと思うので、よろしくお願いします。
0:55:29	中部電力の松岡です。衛藤。それから先ほどちょっと佐田ほかの例に挙げさし上げていただきましたの施設管理という言葉についても、ちょっとそこも含めてですね検討の方は、
0:55:41	社内でもさせていただければなと思っております。
0:55:45	よろしくお願いします。
0:55:50	それでは次のコメントの方の回答をお願いします。
0:56:09	はい中部電力の森山です。コメントNo. 9に移らせていただきます。資料、
0:56:17	4 ページ目、コメントが9 としまして保安規定第 106 条、施設管理の担当部署を具体的に示すこと。
0:56:26	いうことに関しまして回答としましては別紙 2 ということで、まとめてございます。
0:56:33	別紙 2 をご覧ください。前回のですね平のときに、
0:56:39	簡単にご説明させていただきました。今回ですねちょっとさわりを、
0:56:46	ご説明させていただきましたその後質疑ということでよろしいでしょうかちょっと物量が多いもんですから、藤金岡次第です。いかがでしょうか。はい規制庁土肥ですけれどもその進め方でお願いします。
0:57:01	はい。ありがとうございます。それでは別紙 2 をご覧ください。保安規定第 106 条施設管理の勧告書の整理表ということで、五名させていただきました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:13	これはですね第9章の施設管理の106条の項目のうち、主に組織はその手法で書かれてるところの、
0:57:23	業務がどのように動くかといったものをまとめてございます。まとめるに当たりまして資料の一番上。
0:57:31	2、新組織における業務所掌が基本的な考え方というふうに記載させていただいておりますが、この考え方をもとに、元と真のそれぞれの手法の整理を、
0:57:44	しております。まず①でございます。工程管理で言いますと設計を検討物理構成の間を
0:57:56	管理するっていう部署になります。安全システム管理課、この間ですね施設管理の総括を行います。また、システムパフォーマンスの監視評価の結果を踏まえてリスク情報を加味して、保全計画の金勝。
0:58:13	骨格といいますのは保全対象範囲と重要保険方式ということで、保全計画を策定するにあたっての骨組みになる部分を決定します。
0:58:25	加えまして長期的な保全計画の策定を集約し、超高設備信頼性の向上を図る部署でございます。
0:58:35	続きまして②ですが、構成管理で言いますと設計要件から施設構成情報の間を、責任を持つ部署でございます。ここに関しましては2課ございます。一つは設計調達課。
0:58:49	でございます。設備の設計及び調達を行う部署となります。設計管理プロセスに従いまして、設計工事の計画を行います。設計小計加えまして調達については設計管理プロセスの、
0:59:05	に関わる調達のほか、保全計画全般に関する定期的な点検、定型作業ですね、これらの調達を行う部署になります。また、施設構成情報、設計図書管理も行います。
0:59:20	続きまして共通性、景観になります。これはですね自然、自然現象、今後、火災といった、共通設計に係る設備の設計、レビューの実施、共通設計にかかわらず、
0:59:33	設計図書の管理ですね、これを行うとともに合計年間技師補の取りまとめを行う部署でございます。三つ目、構成管理で言いますと、施設構成情報と物理構成の間を管理する部署になります。
0:59:47	ここで、こちらがですね5週間以下。
0:59:51	機械補修課の電気補修課になります。まず補修管理課ですが、現場補修業務の取りまとめを行い、安全システム管理先ほど説明した保全計画の骨格に基づいて具体的な点検方法を定めます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:08	また、この点検結果に基づいた保全の有効性評価を行う。
1:00:13	いう部署になります。
1:00:15	続きまして、機械補修電気補修。
1:00:19	になります。こちらはですね主に、
1:00:23	今までちょっと説明させていただきました下で、計画調達された現場業務、作業ルール策定、現場作業管理作業結果の報告。
1:00:35	間、主に現場業務をとり行ういった部署となります。
1:00:41	この基本的な考え方に基づきまして、以降ですね、
1:00:48	新たな部署はどこになるのかといった整理をさせていただいております。
1:00:58	さわりですが、まず1ポツの施設管理の実施方針、施設管理目標というふうにせ、書かせていただきましております。この中で組織はと書かれているのが施設管理目標を設定するといったところがございます。
1:01:12	これにつきましては今現状、保守管理かということを、
1:01:17	不安になっていますが、新たに、新組織では施設管理の総括を行うということで安全系統株価。
1:01:24	の方が、職務を行っていくといった整備でございます。これに関しまして、第5条との整合についても間瀬%ミツオカ%に関する業務というふうに読んでいくと。
1:01:38	いう形になります。以降ですねそれに従い、この基本的な考え方に基づきまして、
1:01:47	現在の序章と新組織における所掌といったものを整理してございます。これは以上です。
1:01:59	はい説明ありがとうございます。それでは規制庁側の方から何か確認事項お願いします。
1:02:18	規制庁皆川です。
1:02:21	別紙2でちょっと何点か教えていただきたいんですけど。
1:02:26	まずは、
1:02:29	とですね、
1:02:31	別紙2の、
1:02:33	2枚目っていうんすかね。
1:02:35	6. 一井の点検計画の策定のところなんですけど。
1:02:42	ちょっと私がかかってないのでちょっと教えていただきたいんですけど、6.1の点検計画の策定のところで、
1:02:50	(3)で保全方式の種類に応じて次の事項を定めますっていうので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:55	普通で時間基準保全等後B報通で状態基準保全っていうのがあると思うんですけれども、
1:03:06	基本、
1:03:08	経営組織だと。
1:03:09	点検の方法とか、そういうのは、各課で、ポツの時間基準保全でも、
1:03:17	B報Ⅱのものでも状態基準保全でも、各原課っていうかね、が決めてたと思うんですけど。
1:03:26	新組織になると、ぽつの時間基準保全は、
1:03:31	土木建築を除いては補修管理か。
1:03:34	でやって、
1:03:36	Bポツの、
1:03:38	状態基準保全のところは安全システム管理課。
1:03:42	になっていると思うんですけど、飛び2ポツの状態基準保全、
1:03:50	について、
1:03:51	安全システム管理課になってる理由がすいませんちょっと私がよくわかってなくてですね、ちょっとそもそも状態基準保全っていうのもあんまりよくわかってないってところもあるんですけど。
1:04:02	ちょっとそこら辺を少し解説してもらってよろしいでしょうか。
1:04:08	中部電力の森山です。
1:04:11	当然今までのその時間基準保全っていうのは小岩福崎だと思いますが、基本的に1点、ある日、点検期間を定めまして、設備の分解ですとか、そういった点検を行うと。
1:04:28	いうものになります。これにつきましてはこれまで保修部の中の課方で内容を定めて、点検を実施して、
1:04:39	参りました。一方ですね状態企業保全といいますのは、設備の運転状態を参照しまして、
1:04:50	設備劣化の状況をトレンドとして見ていくと。
1:04:57	いった方式になります具体的に言いますと、設備のシンドウをとったりですとか、沢野電装の部隊ですが、そういうもののデータを付していて、転換傾向把握していくと。
1:05:12	いうものでございます。これに関しまして
1:05:16	中電はですね各科の方で点検をこの方法を定めてやっていたんですけども、今般ですね組織改正ということで、新たに安全システム管理課ということで、
1:05:31	設備そうだけではなくて系統。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:35	全評価していくと、いったところの負荷を受けたということになりますので、保護安全システム管理課はですね。
1:05:48	システムターゲットということで、これらの状態監視で見ているデータを駆使して、システムの健全性というのを評価しています。
1:05:58	いうふうに考えております。このため、状態基準保全というものの内容についての、
1:06:05	1000、こういうものにつきましては安全システム管理課ということで整理してございます。以上です。
1:06:17	規制庁ミナカワですわかりました。
1:06:21	あれです米田カラー
1:06:29	まずあれですね。今回組織改正で、
1:06:34	施設管理の、ある意味、旗振り役というか、
1:06:39	全体の取りまとめっていうのは、
1:06:42	安全システム管理課長が、
1:06:46	音頭を取ってやるんだと思うんですけど。
1:06:50	安全システム管理課長は全体の取りまとめというかその旗振り役だけじゃなくて、
1:06:59	ちょっとこの設備については各原課には振るけれども、
1:07:04	もっとなんていうかね、大きくまとめたそのシステム単位だったりシステムの機能だったりとかっていうのは、
1:07:12	すべからく今まで原課が担ってたようなやつも、新組織だと。
1:07:19	安全システム管理課長が、ある意味、
1:07:24	今までちょっと原価がになってたような作業も含めて、
1:07:28	やるっていう、そういうイメージになるんでしょうか。
1:07:35	中部電力の森山です。ご認識の通りでございます。以上です。
1:07:41	規制庁ミナカワ層わかりました了解しました。
1:07:46	それと、
1:07:49	あとこれは確認だけなんですけど。
1:07:56	3枚目ですかね3枚目で、
1:08:02	106条の7、7ですかね、保全の実施と。
1:08:08	あと8ポツの保全結果の確認評価。
1:08:11	この項目に対しては、
1:08:14	先ほど話のあったシステム機能以外は、
1:08:19	個別設備については、機械保修課と電気保修課が担うと思うんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:27	これが念頭にあって、
1:08:33	組織改定後の、
1:08:36	機械保修課だったり、
1:08:39	電気保修課、
1:08:41	の職務の内容の記載については、
1:08:46	保全の実施。
1:08:48	及び、
1:08:50	保全の結果の確認。
1:08:53	評価に関する業務、
1:08:55	っていう記載になってるっていう理解でいいですかね要は 106 条の、
1:09:00	施設管理のうち、7 ポツと 8 ポツ。
1:09:06	機械保修課等、電気保修課が担うので所掌、組織改定後の、
1:09:14	職務内容の記載を、その項目の名称に合わせました。そういう理解で合ってますかね。
1:09:27	中部電力のバック創価です。五条の記載まで本店の方からご説明させていただきます。そこに関してはご認識の通りでございまして、この表のですね、5 条との整合のところにもございます。7 ポツの記載及び 8 ポツの負債を踏まえて電気保修課町議会。
1:09:45	保修課長のですね記載の方、ここで表現してございます。
1:09:50	以上です。規制庁ミナカワじゃわかりました了解です。
1:09:55	それと、
1:09:59	あと 1 点、ちょっとわかんなかったのが、
1:10:09	えーとですね。
1:10:12	ちょっとこの別紙別紙 2 の中でちょっと東條多分知ってこなかった部署が、
1:10:19	ちょっと私が見落としてるだけかもしれないんですけど。
1:10:22	救急組織でいうと、安全品質保証部、
1:10:28	野中新居、検査管理かってあると思うんですけど。
1:10:34	その職務の内容を見ると、
1:10:39	使用前事業者検査等の総括に関する業務ってというのが、
1:10:44	検査管理課長の業務とかに入っていて、
1:10:50	ちょっとわかんなかったのは、検査管理課長等、この 106 条の、
1:10:57	106 条というか、第 9 章ですかね、第 9 章の、
1:11:00	施設管理の所掌の関係がちょっとわからなくて、
1:11:06	その関係を説明してもらえますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:25	中部電力の森山です。
1:11:28	検査管理課長の職務としましては、
1:11:34	先ほどお話があった通り使用前事業者検査及び定期事業者検査の総括が0業務でございます、今です、この106条、別紙2で表現させていただいている。
1:11:50	心の検査に係る部分につきましては、具体的な検査所管部署、
1:11:58	記載させていただいております。なので、実際に検査をする部署はどこですか、表現になっています。その後、上位にですね検査官がということで、使用前事業者検査等、
1:12:15	定期事業者検査も取りまとめということで、
1:12:20	あの方がかかっていると。
1:12:22	いうものになります。
1:12:25	この回答でよろしかったでしょうか。
1:12:28	規制庁ミナカワわかりました了解です。だから、
1:12:33	別紙2はあくまで実施部隊作業部隊、
1:12:38	のオブショが書かれていて、
1:12:42	今の回答だと、
1:12:44	一番最後のページですかね、104条の4。
1:12:48	100ごめんなさい。106条の4。
1:12:51	使用前事業者検査の実施等、
1:12:55	106条の5、定期事業者検査の実施という条文があって、
1:13:01	ここの旧組織で①とか②と書かれているのはあくまで実際に作業をする。
1:13:08	部署が書かれてて、この上に、当然取りまとめというか総括。
1:13:15	関係部署があってそれが、
1:13:19	検査管理か。
1:13:21	です。
1:13:22	という認識で合ってますでしょうか。
1:13:28	中部電力の飯山です。ご認識の通りでございます、使用前事業者検査の実施、例えば106条の4で言いますと、今元号使用前事業者検査の具体的な、一般的な公社としてのやり方を定めているのは検査管理課になります。
1:13:46	それに基づいて、ここで記載している①②のカバー検査を、要領書を策定して具体的に検査を実施すると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:57	いうものになります。で、この方自体は新旧ですね変更がございませんで、組織改正をこの①の設計調達と保健事業の上に、検査管理課として具体的な一般的なですね検査のやり方等を、
1:14:17	を総括するっていう部署があるというものになります。以上です。
1:14:22	規制庁ミナカワさんの了解しました。はい。私からは以上です。
1:14:40	規制庁宮元です。今いただいたやつ非常に別紙に非常にわかりやすく記載していただいているので、
1:14:49	余計わかったんですけど、2 ページ目の保全計画の策定ってこれおそらくなんだけど、
1:14:54	これまで改訂前は、各所管で計画を定めて取りまとめているのはさ、多分放っ設備保全課だったっていう。
1:15:05	認識ですけどそれでいいですよ。違いましたっけ。
1:15:10	中部電力の尾山です。ご認識の通りでございます。それが改訂後安全系と管理課が一括してやるっていうふうに業務が変わりますよっていうところで、
1:15:21	ちょっと気になったのが、ちょっとよくわからなかったのが、
1:15:25	時間基準保全の中の、
1:15:30	これどっちが主はちょっと私も途中でわかんなくなったんだけど、
1:15:34	時間基準保全要は定期検査みたいなもんなんだけど、時間基準保全の主幹は基本的に保守管理課長保守管理課長、なってるんだけど。
1:15:46	実施時期決めるのだけが安全系と管理課ってなってるっていうのが、
1:15:51	これ、これ計画だけは安全系と管理課がやって、
1:15:57	具体的な転勤方法とか頻度とかっていうのはこれ保守管理課長が、
1:16:04	今後決めるって管理課で決めるっていうふうに分けられてるってことなんすかね。
1:16:12	中部電力の守山です。その通りでございます。今ですね保全有効性評価を実施する部署が欧州管理になっています。
1:16:23	この下がですね具体的な点検を受けて、具体的な点検内容を変えたらいいのかですとか、例えば3年周期であったものがその周期でいいのかといったところを検討して、点検計画に反映するというので、
1:16:40	点検の具体的方法等、管理基準値シンドウというものについては、講習会が担うというものでございます。一方ですね安全系統管理課というものは長期的な視野に沿って、
1:16:54	具体的に第7回定検でこの機器を点検。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:59	費用とかですね、そういうものを決めていくんですけども、安全系統管理課は補修管理課で定めた実施頻度、何年に1回といったものをデータにして、効率的に点検が進むように長期的な
1:17:16	保全を計画していくと、そういう役割分担でございます。以上です。
1:17:22	規制庁宮部ばかりでした後、そのページの一番下の大戸状態基準保全の中の一番最後ですね。
1:17:31	状態基準保全は基本的に安全系統管理課が一括してやるんだけど、最後の4、(4)だけが、保守管理下が入ってるのはこれ、定検か何かが入ってるからそういうことなんですかね。
1:17:48	中部電力守山フェイス。
1:17:53	すいません。どこの部分でしょうか。(4)。すいません(4)です。
1:17:58	状態基準保全の①から②③は、すべて安全系と管理課長がやられているんだけど。
1:18:06	あそこは次のページまで(4)からが、
1:18:09	(4)だけが、
1:18:12	保守管理下が入ってきているので、
1:18:15	前半の①②③のCまでが入ってないんだけど、
1:18:20	(4)だけに保守管理課長が入ってくるのはなぜですかという質問ですけど。
1:18:26	はい。中部電力モリヤ私ちょっとここ改装がわかりにくくて申し訳ないんですけども、この(4)がですね、その上の(3)、時間基準保全の上のですね組織は個人方式2種類に応じて、次の事項を定める。
1:18:43	並列で並んでいるものでございまして、ちょっと別のになりますので、(4)番ですね、事業者検査でその機能を確認評価する時期までに決めましょうといったものを記載しておりましてこれが、これはですね。
1:18:59	時間基準保全とか、状態基準保全とかそういうものに絡むものではございませんで、ここに記載されている部分については検査に関することということなので、定期事業者検査の実施箇所として安全経営管理課と保修管理課ということで記載させていただいているということになります。以上です。
1:19:21	規制庁宮です。わかりました。はい。私の方は以上ですはい。
1:19:32	はい規制庁の土肥ですけれども。それでは次のコメントの回答の方お願いします。
1:19:49	わけです。はい。15年6月ヤマザキです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:53	資料につきましては、堤片野資料②の5ページ、コメントNo. 10につきましては先ほど来から、
1:20:04	上がってございますが、これについては再度説明いたした方がよろしいでしょうか。
1:20:13	はい、コメント10につきましては先ほどはコメントとか説明ありましたので次のコメント21ですかねそちらの方お願いします。
1:20:26	はい。
1:20:26	中電の鈴木です。藤丸井のコメント21について該当いたします。
1:20:33	ワインの方はですね廃棄物減容処理装置作付けされた共用施設をいなか、また金曜日で縮減する手法を採決長友ホシコとして説明するという事で、回答の方ですが、
1:20:48	廃棄物減容所装置建屋に設置された共用施設とは、
1:20:53	放射性た水を減容処理するための、
1:20:57	可燃性さ坪田委員。
1:20:58	最後の償却の。
1:21:00	もう一つ可燃性固体廃棄物焼却炉、これを除却どうぞよろしくあります。
1:21:06	その他、雑固体廃棄物熔融炉。
1:21:10	本日、ご活動重複サイトバンカになります。
1:21:14	圧縮原因をする場合に使用する原因については、
1:21:18	この共用施設として一応今設置されています。
1:21:21	これがAの内の業務についてですが、
1:21:29	廃棄物管理社長がこれまで実施していました、これの主装置焼却炉、熔融ろ過装置、
1:21:37	による減容処理。
1:21:39	と応募サイトバンカに関する運転操作、こちらについては、火災等へのリスク対応を含めた施設の運転に関する業務ということで、
1:21:49	24時間体制の交代勤務で行う、保全主事が職務として、坂部移管するというものです。
1:21:58	一方、圧縮機を、すみません減容処理につきましては、
1:22:03	先生の廃棄物を織田営業所倉庫の方へ、保管する場合に、廃棄物の方を、
1:22:10	減少させる。
1:22:12	こういうを言いまして放射性固体廃棄物の管理業務等を位置付けておりました、これは引き続き廃棄物管理課長の職務として定めるものです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:23	以上です。
1:22:26	はい。説明ありがとうございました。それではコメントとか確認事項ありましたらお願いします。
1:22:34	規制庁皆川です。今、説明のあった馬場報の6ページなんですけど。
1:22:41	ちょっと確認なんですけど。
1:22:44	ここで言いたいのはあれですかね、回答の。
1:22:50	真ん中ぐらいに圧縮減容する場合に使用する減容機は、
1:22:57	共用施設として、1号機に設置しています。であると思うんですけど、ここの趣旨は、
1:23:06	共用施設なんだけど、
1:23:09	廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設には、
1:23:15	含みませんっていう理解でまずいいんですけど。
1:23:21	ええ。
1:23:23	はい中部電力の杉江です。今コメントの趣旨の通りでございます。
1:23:30	わかりました。
1:23:33	だから、
1:23:34	発電、
1:23:37	指令課長の新しい業務として、
1:23:43	原子炉施設のうち、
1:23:46	初廃棄物、
1:23:48	減容処理装置建屋に設置された共用施設の、
1:23:53	運転に関する業務、
1:23:56	なっているので、
1:23:58	この減容機っていうのは、
1:24:01	廃棄物、
1:24:03	減容処理装置建屋に設置された共用施設に該当しないので、
1:24:08	発電指令課長には移行せず、そのまま廃棄物管理課長の、
1:24:16	所掌の中の放射性固体廃棄物の管理業務、
1:24:21	としてやる業務なので、
1:24:24	86条の、
1:24:27	固体廃棄物の管理。
1:24:29	のところの、
1:24:30	文言は、
1:24:33	そのままになって一部そのままになってますってそう、そういう理解で合ってますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:40	中部電力の鈴木です。はい。今ご説明いただいた通りの趣旨でございます。
1:24:46	規制庁ミナカワあ、わかりました。
1:24:50	あれ、あれですかね、ちょっと
1:24:55	何だ、このパワーポイントの、ちょっと回答コメント内容が、ちょっと今後審査資料としてどうどのように形態になって、
1:25:05	行くのかっていうのちょっとご相談かなと思ってるんですけど。
1:25:09	ちょっとここ、6 ページ、もしここをブラッシュアップする場合には、圧縮減容する場合に使用する減容機は、共用施設として1号機に設置していますってところなんですけど。
1:25:20	廃棄物減容処理装置建屋に設置されていないっていうのがわかるようにしてもらった方が、
1:25:27	より回答に対して明確かなと思ったんですけど、いかがでしょうか。
1:25:35	中見ないんですけどスズキです。
1:25:37	コメントを趣旨理解いたしました。資料の方を検討いたしたいと思いません。
1:25:45	すいませんよろしく申し上げます。私からは以上です。
1:25:53	はいそれでは次のコメント 22 の回答ですかねよろしく申し上げます。
1:26:01	はい。
1:26:02	中部電力山上です。それでは資料 2 の 7 ページ、コメント No. 20 について、回答させていただきたいと思えます。57 条等々、115 万 123 において、廃棄物管理課部長に、
1:26:19	人間の久松秋谷に設置された、東洋製罐業務課さんの借用したことについて説明することということで、まずはですね、この廃棄物適用についてでございます。
1:26:32	廃棄物減容処理装置検査を設置された共用施設の測定法現在、廃棄物管理環境の方で、廃棄物管理企画部長は、局体制で行っていましたが、
1:26:44	渡層堆積された供用生産性に関する食を配布した副長からは、同じく当直体制を組んでいる。
1:26:54	産後ねじれ課長に関することとしたため、IT 部さんに託老所を一応職を廃止するというので、
1:27:04	廃棄物管理部長というような方策としてございます。
1:27:08	また、従来、産業補聴器で処理設備の運転業務を、廃棄物減容処理装置建屋西坂共立野間温泉で、具体的には放射性固体廃棄物の処理設備、保険業法、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:24	行っていますが、この付属書で実施してたんですが、以前指令課長に集約しました。そのため、放射性固体廃棄物処理月の内を行っている。
1:27:36	債権運用処理装置が設置された供用生産業務に関わるものについて、放射性気体廃棄物処理場の運転を行っている。
1:27:47	放射性廃棄物処理説明パークの人と申しまして、放射性廃棄物処理設備の方みたいなものっていう形で名称的には変わってないんですがここに光合成した形で、合計をしてございます。
1:28:03	以上です。
1:28:06	はい説明ありがとうございました。それでは確認事項あったらお願いします。
1:28:13	規制庁皆川です。回答内容はわかりました。
1:28:18	ちょっと確認なんですけど、だから、
1:28:23	申請書の比較表。
1:28:30	廃棄物管理課副長。
1:28:33	ってなったものは、
1:28:35	その職務自体が、
1:28:37	色が廃止をされて、発電指令課長が、それを引き継ぎますなので、
1:28:47	廃棄物管理課副長の、
1:28:50	教育内容教育時間とかはもう出てきません。
1:28:55	で、
1:28:56	もう一つの、
1:28:59	パワポの7ページで言うと従来のところからの2パラ目の説明は、
1:29:06	あれですかね、申請書でいうと、
1:29:10	教育実施方針の、
1:29:15	古いもの変更前のものでいう。
1:29:17	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者っていうのが、
1:29:22	このパワポでいうと、放射性気体廃棄物処理設備の運転業務。
1:29:28	に関わるもの。
1:29:29	廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者っていうのが、
1:29:38	このパワポでいう等放射性抗体廃棄物処理設備の運転業務。
1:29:43	に関わる者。
1:29:45	になって、この二つを発電指令課長のところに集約させたので、
1:29:52	二つに分ける必要がなくなって、
1:29:56	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者に、両方含めました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:03	ていう説明っていう理解でよろしいかったですでしょうか。
1:30:08	はい。中国電力ヤマザキが下の方におっしゃっていただいた通りの内容になります。以上です。
1:30:16	規制庁皆川です。わかりました了解です。はい。
1:30:21	私からは以上です。
1:30:26	はい。それでは次のコメントの回答をお願いします。
1:30:33	はい。中部電力の森山です。コメントNo. 23について回答いたします。8ページでございます。
1:30:41	機械保修課長及び電気保修課長の職務、設備保全の実施及び保全。
1:30:48	確認のコンプライアンス業務について、衛生管理という言葉が変わるとこちらの地域表現資源事が適切であることを説明することという事になります。回答としましては、
1:31:00	管理のうち現場作業を完璧に表現するため、1月のですね4209MCの中に5台の実施という言葉。
1:31:12	OKをちいささせていただいております。また、確認評価に関する業務についてはMGCということも、一応保全というところを用いております。
1:31:22	これらの表現は、現在怪文書で持つてはる施設管理指針を使用していますということですがちょっと先ほどお話があった通り、106条の、
1:31:34	施設管理の項目のですね多田本田さん普通のところでも、農業経営審議役電話実施等、保全の結果の確認評価ということで、
1:31:45	表現させていただいております、この方法を使っていくというものになります。
1:31:53	以上です。
1:31:56	はい説明ありがとうございました。それでは確認事項ありましたらお願いします。
1:32:08	規制庁の宮尾です8ページの方ははい。了解しましたっていうか
1:32:12	ということは施設管理のうち保全に関する業務っていうのがはっきり言えばあれですかね、保修課長の業務と機械補修。
1:32:24	課長とか電気保修課長の業務っていうことをそういう理解ですよね多分ね。
1:32:31	整備管理のうちの保全ということがあっても、その保全設計業務とか含まれるということでかなり広いところがございます、さらにその現場業務っていうことを評価していき、表現しようとする。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:44	多分この前後実施とかそういうような表現に行き着いたということでございます。
1:32:50	ちょっと私言ってるのは施設管理のうちの保全の実施に関わる業務とか、
1:32:58	要はそのウエイト、一番外側にあるのは施設管理っていう、枠の中に保全というものがあるっていう認識でその中の保全の実施に関わる業務が、
1:33:09	当該課長っていう理解でいいですよなってことではい。
1:33:14	中部電力の森山ですそのご認識の通りでございます。以上です。
1:33:19	はい、わかりましたはい。
1:33:23	はい。それでは今日の説明は以上でしょうかまだ何か追加でご説明はありますでしょうか。
1:33:33	電力の松岡です。今回ですねご用意させていただいた回答については以上でございます。
1:33:41	はいそれではまず、規制庁から何か追加でコメントありますか。
1:33:46	中部電力の方は何か追加でありますでしょうか。
1:33:53	はい。中部電力の本店からはございません。
1:33:58	中部電力の浜岡からもございません。
1:34:02	はい。それでは以上で今日のヒアリングを終わります。今日はどうもありがとうございました。
1:34:09	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。